

# 仕 様 書

都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

(担当 中原・林 075-222-4138)

件 名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
契 約 期 間	契約の日から令和8年3月31日
収 集 場 所	伏見区横大路下ノ坪1 横大路運動公園内
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき適正に実施すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>(3) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、実施すること。</p> <p>2 産業廃棄物の内容及び数量</p> <p>本市が除却し、保管している違反屋外広告物（屋外広告物を掲出するための掲出物件を含む） <u>0.03立米</u> (ラミネート加工されたはり紙及びプラスチックひも等) ※見かけの体積であるため、誤差が生じる場合があります。</p> <p>3 収集場所 伏見区横大路下ノ坪1 横大路運動公園内</p> <p>4 収集作業日・時間 令和8年1月15日又は1月22日の午前11時から午後4時までの間</p> <p>5 産業廃棄物処理票（マニフェスト）の送付等 本業務の受託者は、交付されたマニフェストに必要事項を記入のうえ、A票を担当者に手交し、運搬業務完了後、B2票を担当者に送付すること。 また、処分完了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、D票及びE票を担当者に送付すること。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 業務実施中に発生した事故・負傷等について、本市は一切の責任を負わない。</p> <p>(2) 本仕様書に明記のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。</p>

# 産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に□の記入のみとする。

受託者が廃棄物の処分等を行う場所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の施設の処理能力	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証のとおり

## ※ 受託者の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれか選択して□を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付  最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば必ず記載すること	別紙のとおり
最終処分先の処理方法	別紙のとおり
最終処分先の施設の処理能力	別紙のとおり